

厚生労働省 平成30年度

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）

社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等捕捉  
することが困難な子どもたちの実態把握に関する  
調査手法の研究、高校卒業時に家族不在状態  
にある児童・若者たちへの切れ目のない支援に  
関する研究、家族ごと孤立状態にある世帯への  
支援に関する研究、及びそれらを支える地域づ  
くりに関する研究に関する事業

報告書

特定非営利活動法人 抱樸

平成31年3月

# 【目次】

<b>I. 本事業の目的と報告書の構成</b>	1
1. 本事業の目的	1
1.1 社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等捕捉することが困難な子どもたちの実態把握の方法に関する調査研究(第1事業)	1
1.2 高校卒業時に家族に頼れない状況にある子ども・若者たちへの切れ目のない支援に関する調査研究(第2事業)	2
1.3 社会的孤立状態にある子どもと親への伴走型家族支援(子ども・家族まるごと支援)に関する調査研究(第3事業)	2
1.4 社会的孤立状態にある子どもと家族を支える地域づくりに関する調査研究(第4事業)	3
2. 報告書の構成	4
<b>II. 社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等捕捉することが困難な子どもたちの実態把握の方法に関する調査研究(第1事業)</b>	6
1. 事業目的	6
1.1 本事業の社会的背景	6
1.2 SNEP の定義	7
1.3 中卒スネップの定義	8
1.4 事業の目的	9
2. 「中卒スネップ」の現状	9
2.1 「中卒スネップ」と「進学ネグレクト」	9
2.2 北九州市における進路未定者の状況	10
3. 「中卒スネップ」の実態把握ー先進事例	13
3.1 A 地域における進路保障委員会の活動内容	13
3.2 D 地区進路保障協議会の活動内容	17
3.3 大阪府による生徒支援活動	18
4. 実態把握に向けての提言	21
4.1 実態把握におけるスキーム	21
4.2 民間団体であるという優位性とアウトリーチによる積極的支援の展開	22
4.3 支援事業実施のための財源の確保	22

<b>III. 社会的孤立状態にある子どもと親への伴走型家族支援(子ども・家族まるごと支援)に関する調査研究(第3事業) . . . . .</b>	24
1. 目的と方法 . . . . .	24
2. 事業の概要 . . . . .	25
3. 親の成育歴と伴走型支援の効果 . . . . .	29
3.1 Aさんの成育歴と伴走型支援の効果 . . . . .	29
3.2 Bさんの成育歴と伴走型支援の効果 . . . . .	37
3.3 Cさんの成育歴と伴走型支援の効果 . . . . .	43
4. 考察 . . . . .	48
<b>IV. 高校卒業時に家族に頼れない状況にある子ども・若者たちへの切れ目のない支援に関する調査研究(第2事業) . . . . .</b>	50
1. 本事業の目的、調査方法、社会的背景 . . . . .	50
1.1 本事業の目的 . . . . .	50
1.2 調査の方法 . . . . .	50
1.3 本事業の社会的背景 . . . . .	50
2. 児童養護施設退所者の課題とニーズ . . . . .	55
2.1 福岡県内A園 . . . . .	55
2.2 福岡県内B園 . . . . .	60
2.3 山口県内C園 . . . . .	64
2.4 佐賀県内D園 . . . . .	69
2.5 熊本県内E園 . . . . .	73
3. 知見のまとめと「生活・就労支援付き住宅」の可能性 . . . . .	80
3.1 知見のまとめ . . . . .	80
3.2 多機関連携による「生活・就労支援付き住宅」の可能性 . . . . .	83
<b>V. 社会的孤立状態にある子どもと家族を支える地域づくりに関する調査研究(第4事業) . . . . .</b>	85
1. 事業目的 . . . . .	85

2. 企業との連携の可能性についてー企業ヒアリングから	85
2.1 調査の概要	85
2.2 調査の結果	87
2.3 小括	90
3. 地域との連携の可能性	91
3.1 先進事例調査	91
3.2 小括～プラザ抱樸における地域との連携に向けて～	93
<b>VII. まとめと考察ー社会的孤立状態にある子ども・家族への包括的な支援に向けて</b>	<b>97</b>
1. 各章のまとめ	97
2. 課題の発見、伴走型家族支援、多機関連携による地域づくり	106
<b>資料編</b>	<b>109</b>

(執筆分担)

**稻月正**：北九州市立大学 基盤教育センター 教授

本事業委員長

(担当) 第Ⅰ章、第Ⅳ章1節・2節5項・3節、第VI章

**坂本毅啓**：北九州市立大学 基盤教育センター 准教授

本事業主任研究員

(担当) 第Ⅱ章 ※共同執筆

**工藤歩**：北九州市立大学 非常勤講師

本事業研究員

(担当) 第Ⅱ章 ※共同執筆

**工藤一成**：北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授

本事業研究員

(担当) 第Ⅱ章 ※共同執筆

**添田祥史**：福岡大学 人文学部 准教授

本事業研究員

(担当) 第Ⅲ章1節・2節・3節1項・4節

**寺田千栄子**：北九州市立大学 地域創生学群・基盤教育センター 准教授

本事業研究員

(担当) 第Ⅲ章3節2項・3項

**堤圭史郎**：福岡県立大学 人間社会学部公共社会学科 准教授

本事業研究員

(担当) 第Ⅳ章2節3項・4項

**西田心平**：北九州市立大学 基盤教育センター 准教授

本事業研究員

(担当) 第Ⅳ章2節2項、第V章1節・2節

**田北雅裕**：九州大学大学院 人間環境学研究院 専任講師

本事業研究員

(担当) 第Ⅳ章2節1項、第V章3節

# I. 本事業の目的と報告書の構成

## 1. 本事業の目的

本事業の目的は、社会的孤立状態にある子ども・若者ならびにその家族に対する包括的な支援のあり方について考察することにある。そのため、4つの事業を実施した。

- ①社会的孤立状態にある「中卒スネップ<sup>1</sup>」等補足することが困難な子どもたちの実態把握の方法に関する調査研究（第1事業）
- ②高校卒業時に家族に頼れない状況にある子ども・若者たちへの切れ目のない支援に関する調査研究（第2事業）
- ③社会的孤立状態にある子どもと親への伴走型家族支援（子ども・家族まるごと支援）に関する調査研究（第3事業）
- ④社会的孤立状態にある子どもと家族を支える地域づくりに関する調査研究（第4事業）

これら各事業の目的と調査方法は以下に示すとおりである。

### 1.1 社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等補足することが困難な子どもたちの実態把握の方法に関する調査研究（第1事業）

2017年3月末の北九州市の中学卒業者数約8000人のうち、卒業時に進学も就職もしなかった生徒（進路未決定者）は約100名存在していた。中学卒業者数に占める比率は1.25%である。もちろん、その全てが「中卒スネップ」であるわけではないだろう。しかし、かなりの部分は、学校や職場といった集団への帰属がないために、社会的孤立状態にある、もししくはその予備軍であると考えられる。また、不登校や引きこもりの中には進路未決定者が多く含まれることも予想される。そうであれば、社会的孤立状態は学齢期から長期にわたって継続することも考えられよう。北九州市において中学卒業時の進路未決定者の数はここ数年ほぼ同じであり、それに高校中退者を加えれば、20歳までで考えても社会的孤立状態にある子どもたちの数は数百名に上るのではないだろうか。

この状態を放置すれば、さらに長期にわたってひきこもり状態が継続してしまったり、場合によっては反社会的集団に取り込まれてしまったりする危惧もある。他都市においても同じような状況だとすれば、この問題は看過できない。

社会的孤立状態にある子どもやその家族への支援を行うためには、まずはそうした人びとを見つけ、そのおかげている状況を把握する必要がある。だが、社会的に孤立している人びと不可視化されやすい存在である。自ら「助けて」と言えない生活困窮の当事者たちの状況をどうすれば把握できるのか。その方法を調査研究するのが第1事業の目的である。

方法としては、まず、中学卒業時に進学も就職もしていない人たちの状況把握を行っている自治体について情報収集を行う。そして、そのような事業を行っている自治体があれば、ヒアリングを通してその状況把握の方法や機関連携の具体的な仕組みについて調べ、他都

<sup>1</sup> SNEP（Solitary Non-Employed Person）とは玄田有史〔2013〕による概念で、「孤立無業」を意味する。ここでは、中学を卒業した後、進学も就職もしていない孤立無業の若者を「中卒スネップ」と定義する。詳しくは第I章を参照のこと。

市における適用可能性についても検討することとした。

## 1.2 高校卒業時に家族に頼れない状況にある子ども・若者たちへの切れ目のない支援に関する調査研究（第2事業）

さまざまな事情で、家族に頼ることができない状態で高校を卒業する子どもたちも一定数存在する。こうした子どもたちが進学や就職などで地域を離れる場合、社会的孤立状態はさらに進行することも考えられる。そのような状況は、さまざまな生活上の問題にもつながりかねない。具体的には、以下のようなことが想定される。

### ①保証人の問題

家族がないことで保証人が立てられない子どもが多く、アパートを借りる際の保証人確保、就労時の保証人確保など課題を抱える者が少なくない。

### ②就労の問題

家族からの支援が受けられず手持ちのお金が少なかつたり、住居を確保する際の保証人の問題があつたりする場合、寮付の仕事を探すこととなり、それが職業選択の幅を狭めてしまうことも考えられる。また、寮付の仕事の場合、失職がそのまま住居の喪失につながるリスクもある。

### ③相談する人がいないことの問題

多くの人にとって家族は、金銭的支援や物的な支援だけでなく、相談先であつたり、精神的な支えとなつたりしている。しかし、家族に頼ることができない子どもの場合、生活上の問題が生じたときに、相談先もなく、精神的な支えも弱いために、事態がさらに悪化してしまうことも考えられる。

こうした子どもたちに対しては、保証人や住宅の確保、生活課題の相談、離職した場合の再就職など、切れ目のない支援が必要である。NPO法人抱樸は、現在、不動産業者ならびに債務保証会社との連携によって、保証・生活支援付き住宅の提供を行っている。このモデルを、家族に頼ることができない状態で高校を卒業する子どもたちに提供していくことも考えられる。

第2事業は、家族に頼ることが難しい子どもたちが高校を卒業し就職や進学する際、実際、どのような課題を抱えているのか、どのような支援の仕組みがあればその課題は解決できるのかを検討することを目的としている。合わせて、NPO法人抱樸が考えている上記のパイロット事業のニーズについても検討する。

方法としては、福岡県内ならびに隣接する県にある児童養護施設へのヒアリングを通して、子どもたちの課題の抽出とニーズの把握を行う。それらの知見をもとに、家族に頼ることが難しく、社会的孤立におちいりやすい子どもたちが安心して暮らせるための相談、居住、就労、生活の一体的支援の在り方や、こうした子どもたちを地域で受け入れていくための仕組みづくりについて考察する。

## 1.3 社会的孤立状態にある子どもと親への伴走型家族支援（子ども・家族まるごと支援）に関する調査研究（第3事業）

第3事業の目的は、子どもの貧困<sup>2</sup>の解消や貧困の連鎖の防止のための支援のあり方について検討することにある。子どもの貧困の背後には、多くの場合、生育家庭の貧困がある。したがって、子どもの貧困の解消には、子ども本人に対する支援とともに保護者（親）への支援が必要である。それが貧困の連鎖の防止にもつながる<sup>3</sup>。このような考えのもと、NPO法人抱樸は、2015年度から生活困窮状態にある子どもと家族への伴走型家族支援（子ども・家族まるごと支援）を行ってきた<sup>4</sup>。今年度も引き続き以下のような支援を行った。

- ①アウトリーチ型の訪問相談支援
- ②継続的なアセスメントによる支援プランの作成とそれに基づく伴走型支援の実施
- ③就労準備支援事業や協力企業との連携による親と若者への就労支援
- ④学生などとの連携による学習支援。
- ⑤学生やNPOとの連携による社会参加支援ならびに居場所提供（よるかふえ）
- ⑥親に対する生活スキルの支援（日常生活や家計再生等の支援）

これまでの事業報告書において、私たちは伴走型家族支援によって子どもの生活状態と親の生活状態が相互に関連をもちながら改善されていることを明らかにしてきた〔NPO法人抱樸,2016〕〔NPO法人抱樸,2017〕〔NPO法人抱樸,2018〕。その際、どちらかと言えば、子どもの側の状態の変化に注目して支援の効果を分析してきた。

だが、親自身も困窮家庭で育っており、社会的相続が上手くなされていない場合、親自身の社会的孤立の解消と育ち直しも必要である。そこで、今年度事業では、特に母親に焦点をあてた分析を行うことにした。

方法としては、伴走型家族支援事業の対象となっている世帯の母親へのライフヒストリーのインタビューやNPO法人抱樸による支援についてのヒアリングを行う。そこでの知見をもとに貧困の連鎖と、それを断ち切る支援のあり方について考察していく。あわせて生活困窮者自立支援制度の活用についても検討していきたい。

#### 1.4 社会的孤立状態にある子どもと家族を支える地域づくりに関する調査研究（第4事業）

第4事業の目的は、社会的孤立状態にある子どもと家族を支えるための地域づくりのあり方を考えることにある。

社会的に孤立した子ども・若者の支援は継続的な伴走支援が必要である。特に、上記のように、家族に頼ることが難しい子どもの場合や家族そのものが困窮状態にある場合には、困窮の当事者をいかにして企業や地域社会が支えていくかが問われる。そうした機能が備わった地域・社会が地域共生社会であり参加包摂型社会である。しかし、これまでもその重要性は指摘されつつも、地域社会への働きかけを視野に入れた支援の仕組みづくりはあまり進んでこなかった。また、個人に働きかける個別的な支援と地域への働きかけが別々に展開してきたことから、個別支援と地域支援を包括的に展開できている事例も少なかった。

---

<sup>2</sup> ここでの貧困とは、経済的貧困と社会的孤立の複合（生活困窮）を意味している。

<sup>3</sup> 厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告においても「子どものための世帯支援」の必要性が確認されている。

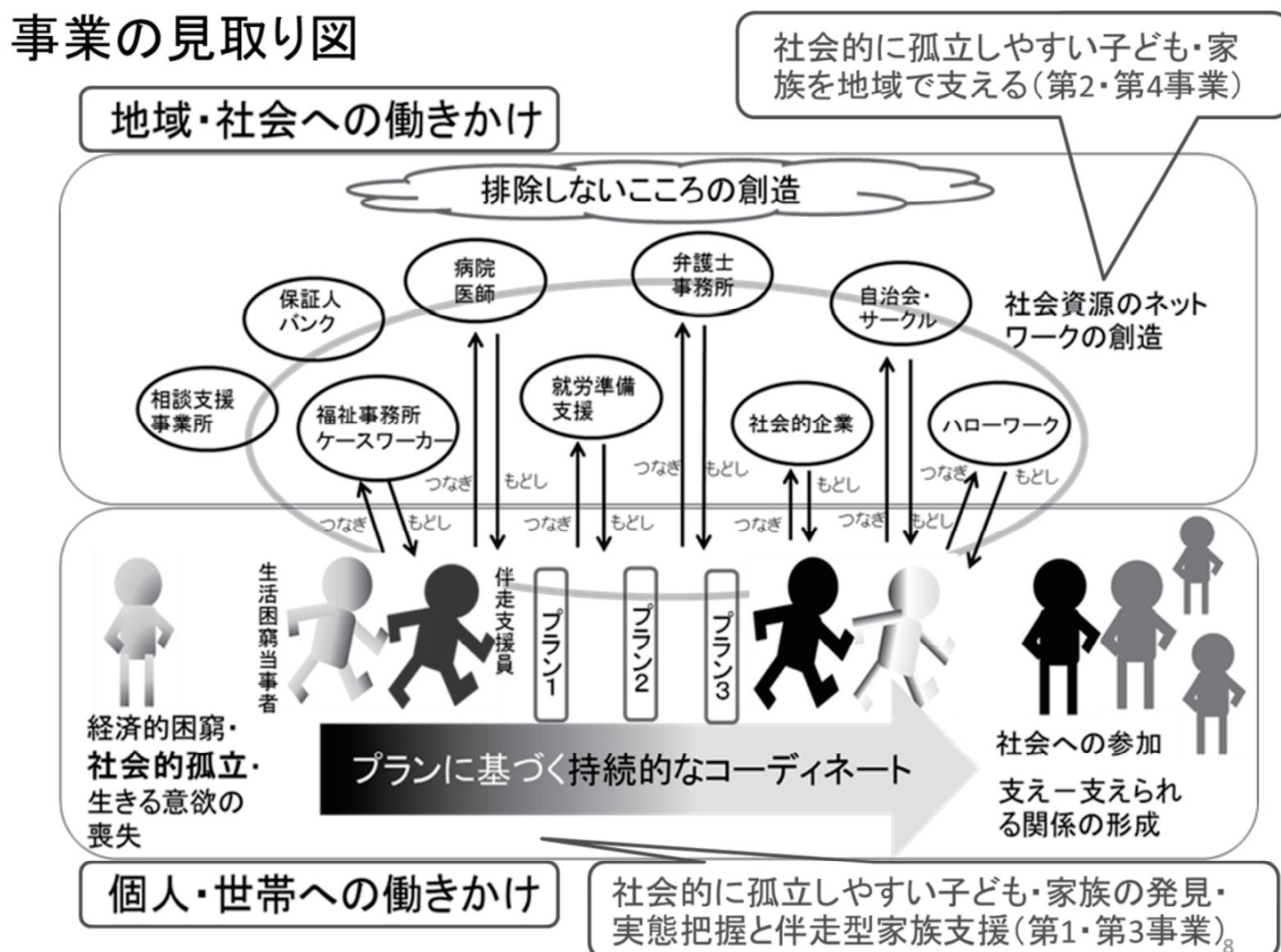
<sup>4</sup> NPO法人抱樸は、2011年度から被保護・生活困窮状態にある若者の就労・社会参加支援事業、2013年度は被保護・生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業、翌2014年度は訪問型学習支援事業を行った。その事業での知見を通して、子どもと家族を包括的に支援する必要性が明確に認識されるようになった。

このような状況のもと、社会的孤立状態にある子どもや家族を支えていける地域の仕組みのあり方を考えるための第1歩として、今年度事業では企業ならびに困窮者支援を通した地域づくりの先進事例についてヒアリングを行った。そこから得られた知見をもとに、共生地域社会の形成の道筋について検討した。

## 2. 報告書の構成

前節での述べたように、本事業の実施主体であるNPO法人抱樸は、伴走型家族支援システムの構築をめざしてきた。これは、生活困窮状態にある「個人・家族」への伴走型支援と参加包摂型の「地域・社会」づくりという2つの局面を持つ支援システムである（図表I-1）。

図表I-1 伴走型支援システムと今年度事業の位置づけ



第1の局面（対個人・家族／図表I-1の下部）は、生活困窮状態にある子ども・家族に伴走し関係をつくりながら適切な社会資源につなぎ、生活困窮の解決をはかるものである。本事業では、第1事業と第3事業がそれに対応している。そのため、第1事業の分析を第II章、第3事業の分析を第III章においていた。

第2の局面（対地域・社会／図表I-1の上部）は、地域の中に社会資源を創り出すための働きかけである。伴走型支援を行うためには、地域の中に支援のつなぎ先（受け皿）となる社会資源が必要となる。こうした社会資源の創出が参加包摂型の地域づくりの構成要件

となる。本事業では、第2事業と第4事業がそれに対応している。そのため、第2事業の分析を第IV章、第4事業の分析を第V章においた。

第VI章では、第II章から第V章の知見をまとめ、社会的に孤立しがちな子ども・家族への包括的な支援のあり方について概観した。また、巻末には、本事業の実施に関する各種の資料を収めた。

## 文献

玄田有史, 2013, 『孤立無業（SNEP）』, 日本経済新聞出版社.

NPO 法人抱樸, 2016, 『官民学企（業）地（域）連携による地域の生活困窮世帯への包括的な支援体制の構築及び社会参加のための支援メニューの開発に関する調査・研究事業報告書』（平成27年度厚生労働省社会福祉推進事業報告書）.

NPO 法人抱樸, 2017, 『ひきこもり状態にある若年者・児童およびスネップ状態にある者とその家族を支える包摂型世帯支援の構築と、世帯の支援メニューと支援ツールの開発、および困窮世帯を支える市民参加型の地域連携の在り方に関する調査・研究事業報告書』（平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業報告書）.

NPO 法人抱樸, 2018, 『困窮孤立状態におかれた子どもへの支援とその連鎖を防止するため世帯支援を一体的、包括的に実施するための支援メニューとそのためのツールの開発、地域連携のあり方に関する調査研究およびそのパイロット事業の実施に関する調査研究事業報告書』（平成29年度厚生労働省社会福祉推進事業報告書）.

## II. 社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等捕捉することが困難な子どもたちの実態把握の方法に関する調査研究（第1事業）

### 1. 事業目的

#### 1.1 本事業の社会的背景

無業者の問題については以前より指摘されており、人々が抱える生活課題の一状態に関する問題である。そもそも無業者は雇用という形での社会的参加ができないため、社会や地域のネットワークからこぼれ落ちるリスクが高く、地域共生という意味においても「社会的孤立」に陥る非常に高リスクな状態であり、生活リスクを抱えやすいと考えられるということが言える。

そういう中において、2000年代後半より東京大学の玄田有史を中心としたグループが「20歳から59歳以下の在学中を除く未婚無業のうち、普段ずっと一人か一緒にいる人が家族以外いない人々」に対する捉え方の一つとして、「孤立無業者=SNEP (Solitary Non-Employed Persons)」、以下、スネップとする）という概念を提唱した<sup>1</sup>。玄田によると、スネップ状態の人の多くを調査したところ、過去一年に遡ってもスポーツ、旅行、ボランティアなどの社交活動を一切行っていない割合が高く、また男性、中高年、中学卒（高校中退を含む）ほどなりやすいという傾向が分かっていると報告している。さらにスネップは実際の交流が欠けているだけにのみならず、電子メールや情報検索などのインターネットの利用が少ない一方で、テレビ視聴、趣味、娯楽、休養、睡眠等の時間が他の無業者に比べて長いという結果も合わせて指摘している。また60歳未満の未婚無業者のうち、スネップであり、同時にニート及び中高年ニートである人々は全体の3割を超えており、それらSNEPは求職活動、就業希望、仕事に就くための学習、そのいずれにも消極的であり、家族以外との交流を持たない家族型孤立無業ほどその傾向が顕著であることも指摘している。

さてここでも触れたように無業者に関する類似の概念として「ニート」や「フリーター」、「若年無業者」、「独身無業者」などがある。そのうちニートとは「NEET(Not in Education Employment or Training)」の略であり、2004年から2005年頃にかけて急激に脚光を浴びた概念である。このニートの概念についても先より触れている玄田によって提唱されたものであり、その契機は2004年7月に著された『ニート -フリーターでもなく失業者でもなく-』<sup>2</sup>であった。

さらに2004年9月にはこれらの無業者に対する社会の関心の高まりとともに、本田由紀と堀田聰子は「若年無業者の実像」の中において、「厚生労働省が同年に『労働経済白書』において若年無業者数を52万人と発表したこと、この問題を焦点化させる大きな要因の

---

<sup>1</sup> 玄田有史, 2013, 「孤立無業者（SNEP）の現状と課題」文部科学省・日本学術振興会委託事業「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」

玄田有史, 2013, 『孤立無業（SNEP）』日本経済新聞出版社, P.22.

<sup>2</sup> 玄田有史・曲沼美恵, 2004, 『ニート -フリーターでもなく失業者でもなく-』幻冬舎

一つであった」と指摘している<sup>3, 4</sup>。

2005年3月には、内閣府「青少年の就労に関する研究会」が、労働経済白書と異なる定義に基づいて「就業構造基本調査」の特別集計により「ニート」の数を85万人と推計し、これもまた大きな注目を集めた。先に触れた本田らは、内閣府が実施した「青少年の社会的自立に関する意識調査（以下、「自立調査」と略する）」の調査データを用い、15歳から30歳の「若年無業者」のうち、調査の質問項目において現在の状況を無職と答えた者を、就業への積極性から無業者を3類型に分類し、「求職型」、「非求職型」のいずれにも該当しない無業者を「非希望型」と類型している<sup>5</sup>。なおこの類型方法は内閣府の「青少年の就労に関する検討会」における分類を踏襲している<sup>6</sup>。さらにこのうちの非求職型と非希望型の内数として、「特に何もしていない」者を「非活動型」として別途類型化している。

これらの一連の研究を通して本田らは、非求職型と非希望型の無業者の特徴は「現在の状況」の多様性であると述べている。つまり無業者の中においても様々な類型があり、さらに求職を行なっていない者、希望しない者（上記で言う「非求職型」と「非希望型」）にもさまざまなニーズがあり、それぞれの特徴は微妙にずれがある。その複雑さが「ニート」と呼ばれる層の実像の焦点を結びにくくしていることを本田は指摘している<sup>7</sup>。その上で非活動型無業者の経歴上の特徴として、親との離死別経験を持つ者の比率が相対的に高いことや、家庭の生計維持者の職業のいわゆる「ブルーカラー（技能、保安、運輸職）」率が高いなど、若年無業者問題が社会階層と一定の関連を持つこと、さらに学校教育について最終学歴が高卒以下の学歴の比率が高い事、特に非希望型、非活動型においては、全体の約4分の3が高卒以下の学歴であり、典型就労の同比率が36.0%に過ぎないことと比べると、この数値に大きな違いがあることを指摘している。さらに無業者は総じて最後に通った教育機関を中退した者の比率が高く、中でも非活動型は3割が学校の中退を経験している。加えて中学校在籍時の1か月以上の不登校経験者の比率も、相対的に多いことが明らかになっている。

## 1.2 SNEP の定義

玄田らの研究チームは、文部科学省・日本学術振興会の委託事業「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業『すべての人々が生涯を通じて成長可能となるための雇用システム構築』」の研究の一つとして2008年から2012年にかけて総務省「社会統計基本調査」の特別集計を総務大臣に申請し、許可を得た上で2012年12月に「孤立無業の実態（速報）－総務省「社会生活基本調査」特別集計の結果－」を公表した。

ここで玄田らはまず「孤立無業（SNEP）」の定義を

「20歳以上59歳以下の在学中を除く未婚無業者のうち、ふだんずっと一人か一緒に

<sup>3</sup> なお翌年の厚生労働省「労働経済白書」においては2002年から2004年までの若年無業者数は一貫して64万人となっている。

<sup>4</sup> 本田由紀・堀田聰子, 2006「若年無業者の実像－経験・スキル・意識－」日本労働研究雑誌, 第556号, 94

<sup>5</sup> 本田由紀・堀田聰子「前掲論文」, 103

<sup>6</sup> 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）, 2005『H17青少年の就労に関する研究調査「第Ⅱ部就業構造基本調査（1992年、1997年、2002年）の特別集計』, 6

<sup>7</sup> 本田由紀・堀田聰子「前掲論文」, 103-105

いる人が家族以外いない人々」と定義した<sup>8</sup>。「ふだん」の定義としては総務省「社会生活基本調査」の内容にしたがい、「ランダムに指定された連続 2 日間の状況に着目する」とした。また孤立無業者に対して調査された 48 時間のなかで、

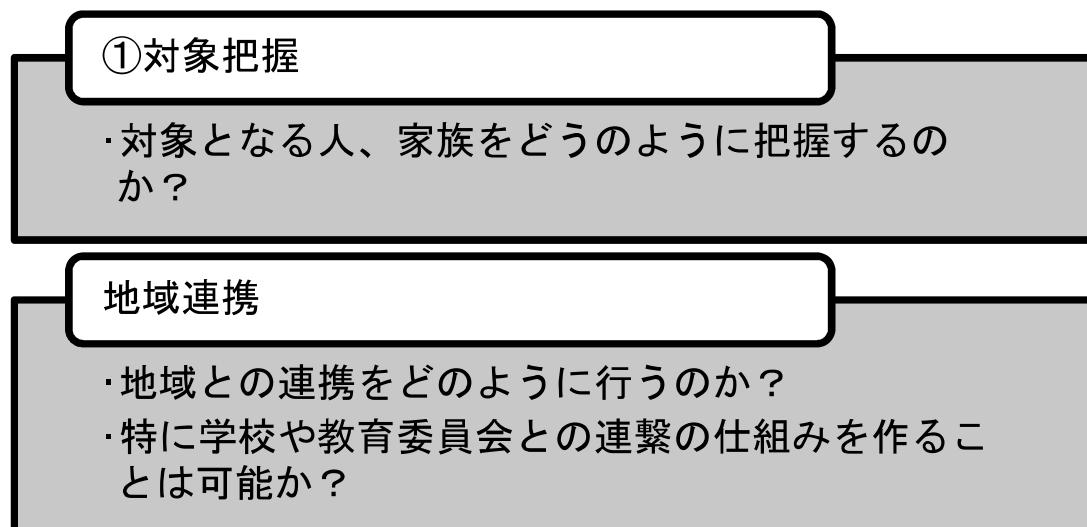
- ① 家族型孤立無業（家族と一緒にいた時間有する人々）
- ② 一人型孤立無業（孤立無業のうち、ずっと一人でいた人々）
- ③ 非孤立無業（20 歳以上 59 歳以下の在学中を除く未婚無業者で、孤立無業以外の人々）

の 3 つに類型化した。

これらの定義を踏まえて、玄田らが総務省「生活基本調査」を特別集計したところ、20 歳以上 59 歳以下の在学中を除く未婚無業者の推計人口は、2011 年時点で 255.9 万人であり、そのうちの孤立無業者は 162.3 万人に達し、20 歳以上 59 歳以下の在学中を除く未婚無業者の 63% が孤立無業者であるとしている。また 2000 年代以降孤立無業者は大幅に増加し、2001 年から 2006 年にかけて非孤立無業者は減少したが、孤立無業者は 85.4 万人から 111.8 万人に急増していることが判明したこと、2006 年から 2011 年には非孤立無業者が 84.2 万人から 93.6 万人の 10 万人弱の増加に留まったのに対し、孤立無業者は 111.8 万人から 162.3 万人へと 50 万人以上の急激な増加を見せていることなどを指摘している<sup>9</sup>。

### 1.3 中卒スネップの定義

図表 II-1 これまでの事業で明らかになってきた主な課題



抱樸では 2015 年度より「子ども・家族まるごとプロジェクト」として不登校や引きこもりの子どもや親だけの個別支援だけでなく、その世帯をも包括的に支援する「伴走型の家族支援」をおこなってきた。そこでは一定の成果も上げてきたが一方でいくつかの課題も浮かび上がってきており（図表 II-1 参照）。

これまで抱樸が取り組んできた支援事業では、小・中学校時の不登校状態から、支援を通して結果的に何からの進路を決定する、あるいは卒業後も継続的な支援を行うことを行っ

<sup>8</sup> 玄田有史『前掲書』、22.

<sup>9</sup> 社会生活基本調査には、生活時間編と生活行動編でそれぞれ集計用乗率が異なる。よってここでは生活時間編の乗率を用いて推定人口が計算されたことが記されている。玄田有史『前掲書』、25-29.

てきた。しかし、これらは地域の全ての不登校児童・生徒をカバーすることができている訳ではない。不登校児童・生徒のうち、特に中学校時に不登校であった生徒は、卒業した後にどのような生活となっており、将来的にはどのような生活状態へとなっていくのかは大きな関心へとなってきている。そして、おそらくこれらの生徒は、中学校卒業後はSNEP状態へとなっているのではないかと考えられる。

そこで、先の玄田が定義した「もともとは20歳以上」となっているスネップという概念を基に、15歳以上までへと拡大した中卒でスネップ状態になっている若者を「中卒スネップ」と定義し直した。行政が公開している統計指標によれば、これは学校基本調査における「進路未定者」がこれに該当すると考えられる。

進路未定者の問題については、社会参加ができない状態となっており、結果的に社会的排除状態にあると考えられるため、将来的には福祉的な問題を初めとして様々な問題に直結するリスクが高く、早い段階で必要な支援や社会資源に繋げていく必要があると考えることができる。中卒スネップが長期的に社会から孤立状態に置かれることになるより、社会における生活課題を抱えるリスクが高まり、早期対応を逃すことによって、後々の状況がさらに困難化・深刻化してから社会が支援することは、当事者にとっても、社会にとっても、その損失は大変大きなものであるといえよう。

#### 1.4. 事業の目的

中卒スネップを放っておかないためには、まずその実態把握が必要となるが、ところがこうした中卒スネップを支援するためのその実態把握の調査についてはほとんど検討されてこなかった。中卒スネップについては目に見えにくいことから、どのようなことに困難を抱えており、そしてどのような支援ニーズを抱えているのかを社会の側が把握しにくいという問題が存在している。また仮に実態把握がされているとしても、それがどこでどのように行なわれているかはほとんど明らかになっていない。

そこで本章では、社会的孤立状態にある「中卒スネップ」等、捕捉することが困難な状況にいる子どもの実態を把握する仕組みを検討するべく、実態把握はなされているのか、把握しようという取り組みが行われていたとした場合、それはどのような方法で行われているのかをまず調査する（先行事例調査）。その上で、「中卒スネップ」の実数をどう把握し、どのようにして支援に繋げていくのかを検討していく。

### 2. 「中卒スネップ」の現状

#### 2.1 「中卒スネップ」と「進路ネグレクト」

西日本地域のある中学校教諭に対して、中卒スネップを把握するための方法を検討するためにインタビューを行った。

この教諭によれば、「中卒スネップと呼ばれる状態にある子どもはいると思います」という。学校基本調査によるところの進路未定者がこれに該当する者であり、「進路が難しい」、「高校へ進学しても、もともと不登校だったので通学、卒業も難しい」と指摘している。現時点においては、「中学校から高校へ進学した生徒については、中高間連携や教員間連携の

下、ある程度はつながっているものの、高校へ進学せず、就職もしなかった生徒については、「個人的なつながりの中で把握して、気にかけていることが精一杯である」とも言っている。確かに、3月に卒業し、その翌月には次の新入生が入ってきて、新たな生徒を担任として受け持つとなると、中学校教諭の善意による個人的な努力による把握には限界があるだろう。

さらに、この中学校教諭によれば、いわゆる「ヤンチャな生徒」については結構自分を出してくるので、就職などそれなりに進路を決めて社会へ出て行くとのことである。むしろ「進路ネグレクト」と言われるような、保護者も非協力的で子どものために進路を考えようとしなかったり、家で引きこもり状態にあり、コンタクトを取ることすら難しいようなケースもあるとのことである。

## 2.2 北九州市における進路未定者の状況

それでは、抱樸がこれまで不登校支援等の支援事業を行ってきた北九州市はどうなっているのであろうか。中卒スネップを把握するための1つの指標として、先の中学校教諭へのインタビュー内容も参考として、北九州市における進路未定者の状況について見てみる。

北九州市が公表している『北九州市統計年鑑』の「【16. 教育、文化】」の中の「16-10. 中学校卒業後の状況」によれば、2017（平成29）年3月卒業者とその内の進路未定者（データ上は「上記以外の者」）は図表II-2の通りである。北九州市では1.2%の進路未定率であり、人数は109人である。

図表II-2 中学校の卒業時の状況（2017年3月卒業）

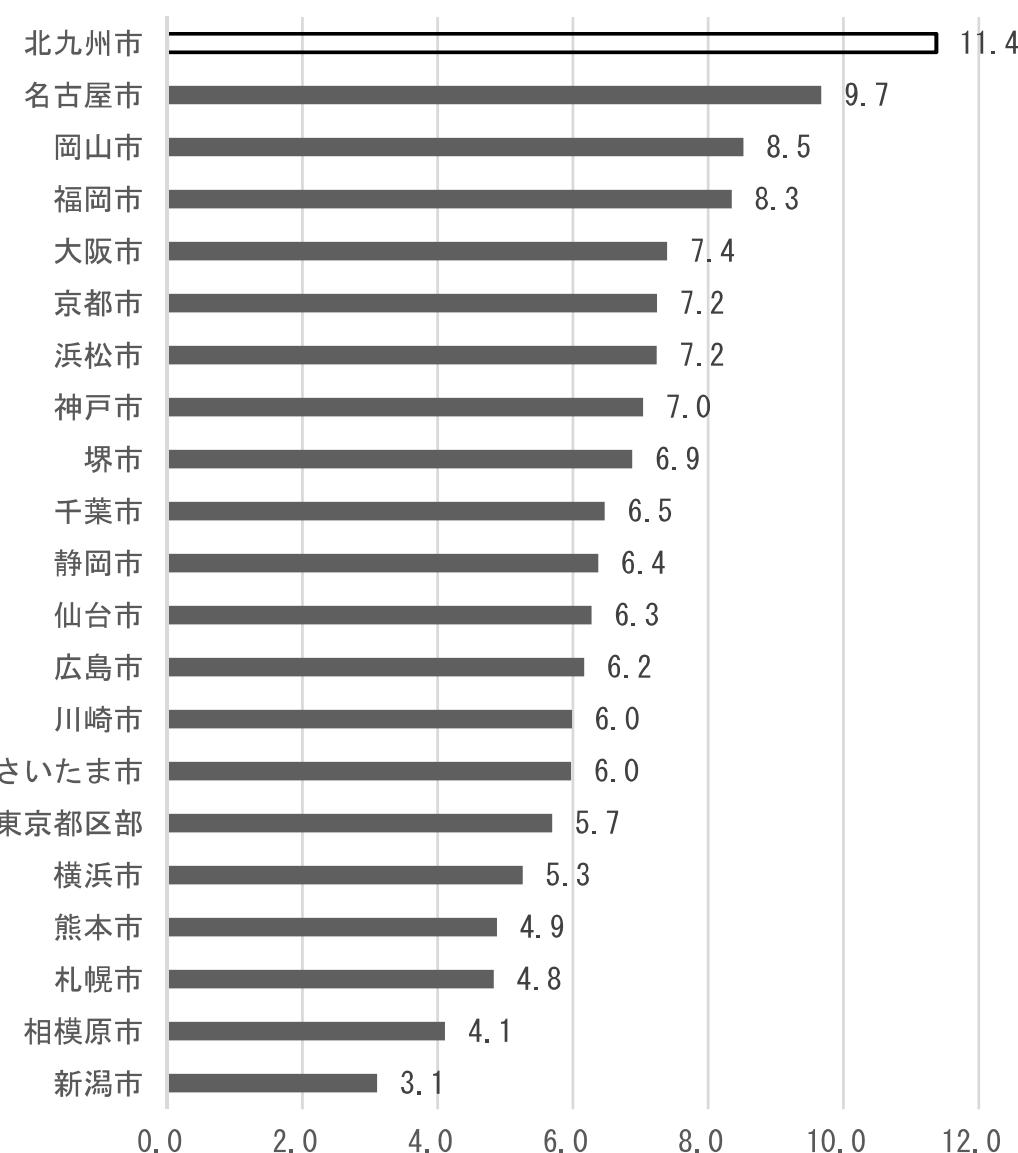
	人数	割合
卒業者総数	8,903	100.0%
A 高等学校等進学者	8,691	97.6%
B 専修学校(高等課程)進学者	46	0.5%
C 専修学校(一般課程)等入学者	8	0.1%
D 公共職業能力開発施設等入学者	19	0.2%
E 就職者(上記A,B,C,Dを除く)	30	0.3%
F 上記以外の者(進路未定者)	109	1.2%

資料：北九州市統計年鑑、「16-10. 中学校卒業後の状況」を基に作成。

進路未定率について、他の大都市（政令指定都市、東京都区部）と比較したのが、図表II-3である。大都市比較統計年表に基づいて作成したために、統計データが2016年度となること、割合が1.0%を下回る大都市があることから単位が%から‰へと変更している。この図表に示された通り、北九州市は進路未定率が最も高い地域であることがわかる。

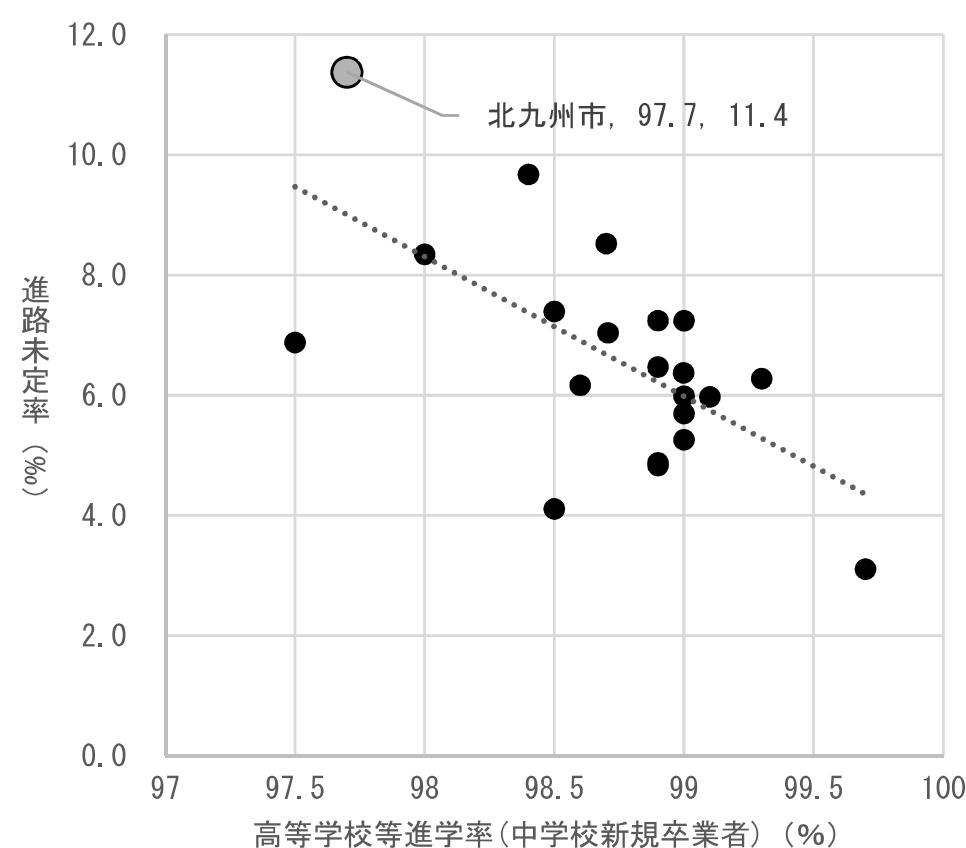
進路未定率と進学率の2次平面上に、各大都市をプロットした図が図表II-5である。中卒で就職する生徒が少ないため、進路未定率が高い地域では進学率が低い傾向が見られる。二者間の相関関係は-0.64（有意確率、0.002）であり、やや相関が見られる。

図表Ⅱ－3 進路未定率（%）の比較（2016年度）



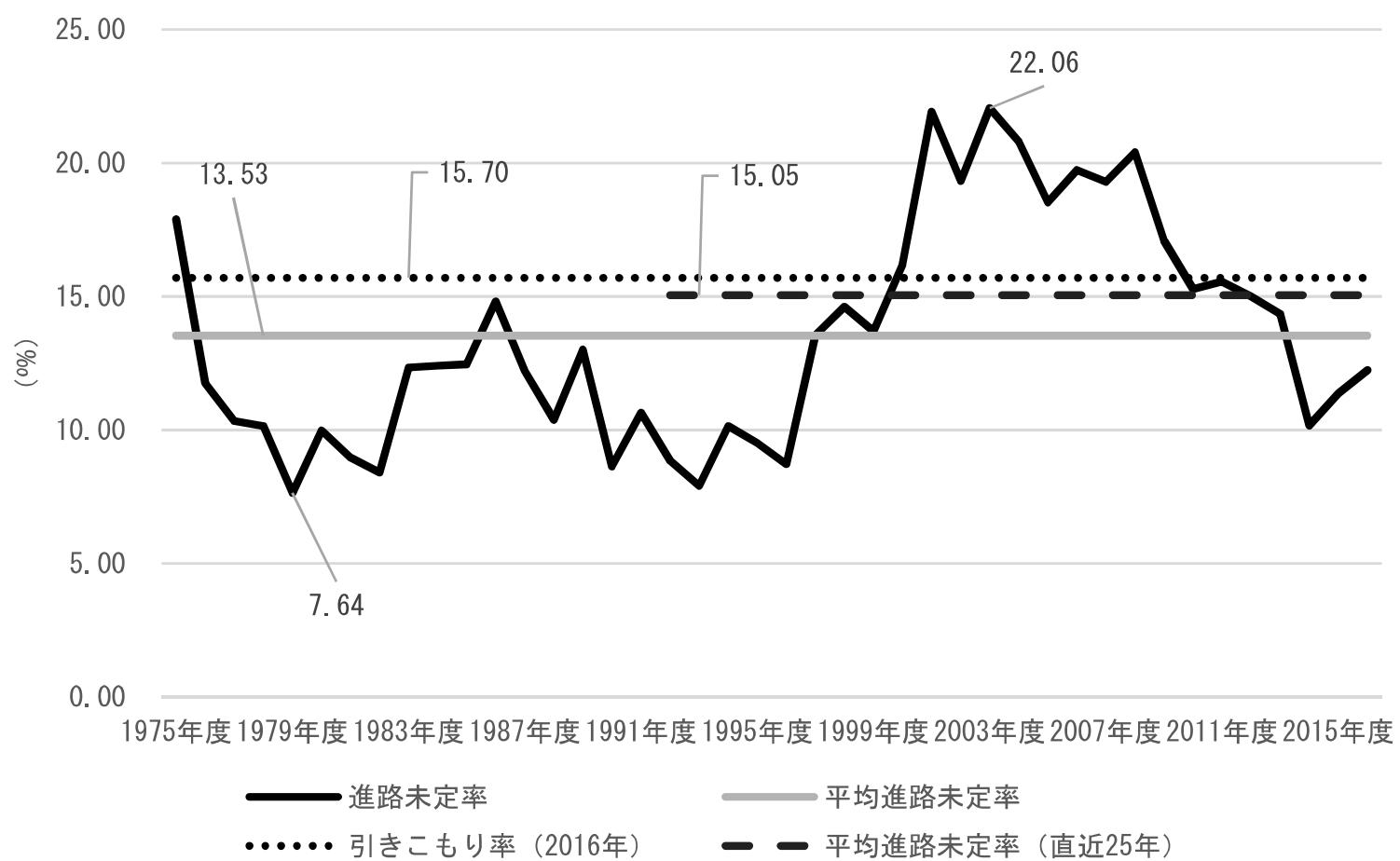
資料：坂本（2019）より転載。『大都市比較統計年表 平成28年版』を基に作成。

図表Ⅱ－4 高校進学率（%）と進路未定率（%）の拡大都市の分布（2016年度）



資料：坂本（2019）より転載。『大都市比較統計年表 平成28年版』を基に作成。

図表Ⅱ-5 北九州市における進路未定率の推移（1975年度～2016年度）



資料：北九州市「北九州市長期時系列統計（教育、文化） 中学校卒業後の状況」を基に作成。

図表Ⅱ-6 全国の引きこもり者数

総務省「人口推計」（2015年）によれば、15～39歳人口は3,445万人なので、広義のひきこもりの推計数は下記の計算より54.1万人となる。

	該当人数(人)	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	準ひきこもり 36.5万人
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33	1.06	36.5	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	+ 狹義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	
計	49			広義のひきこもり 54.1万人

資料：若者の生活に関する調査報告書（PDF版）平成28年9月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）の定義より転載。

次に時系列で進路未定率の推移を、図表Ⅱ-5で見ていくことにする。北九州市における1975年度からの平均進路未定率は13.53%であり、最大値22.06%、最小値7.64%の中にあって、最新データの2017年度の12.0%は低めの値であり、近年は減少傾向にあると言える。

進路未定者の全てが、中学校卒業後は引きこもり状態にあるとは言えないであろうが、内閣府による2016年度の「若者の生活に関する調査報告書」の結果によれば、全国の広義引きこもり者の割合は1.57%となっている。一方で、北九州市の進路未定率との関連を考え

るために、引きこもりの定義が 15 歳以上 40 歳未満であることを基に、2016 年度から 25 年度分さかのぼった進路未定率の平均値をもとめた結果、1.50% となった。偶然の一致とも考えられるが、左記の中学校教諭のインタビューにあったように一定の関連性は無視できないのでは無いかと考えられる。

ここまで見てきたように、北九州市は政令指定都市の中で最も進路未定率が高く、その結果中卒スネップ状態に陥っている子ども・若者が一定数存在しているのでは無いかと推測される。進路未定者を把握し、継続的に支援することが、将来の引きこもりや 8050 問題、社会的排除といった社会問題への予防・早期対応へつながっていく。多忙を極める教員の個人的つながりや善意に依存することなく、社会的な取り組みとして行うことが必要なのではないだろうか。それでは、中卒スネップの把握は可能なのか、西日本地区の某地域で行われている先進的事例を次に見ていくことにする。

### 3. 「中卒スネップ」の実態把握－先進事例

#### 3.1 A 地域における進路保障委員会の活動内容

##### 3.1.1 進路保障委員会

西日本地区の A 地域では、1970 年代から「進路保障委員会」という主に地域の教職員によって校正される組織が、中卒スネップの実態把握に取り組んでいる。A 地域の中学校においては、各中学校から進路指導担当者計 18 名、および各中学校の進学委員会関係担当者、B 地区進路保障協議会担当者会議の担当者がそれぞれ各学校より各 1 名、ならびに特別支援教育関係の生徒支援担当の関係者にも各中学校 1 名参加している。更には小学校においても同様の組織があり、各小学校からも各 1 名参加している。

小学校では進路委員と呼んでいるが、この進路委員にも全校から最低各 1 名以上、1 名で担当することが難しい場合には 2 名連名の形で必ず 1 名は必ず参加してもらっており、また小学校においても上記と同様の進路保障委員会の組織がある。更に小・中学校双方にある組織として、障がい児委員会があり、追指導委員会とともに年 2 回会議が実施されている。それ以外に中学校だけにある組織として追指導委員会および就職委員会がある

『就職委員会』は、過去は就職希望者が多かったこともあり、活発に連携をとりながら活動を行っていた。昨今の中卒就職者の減少に伴い近年その活動は縮小傾向にあるが、不定期に必要に応じて隨時ハローワークと連携し情報を収集する体制となっている。

追指導委員会は公立中学校卒業生のその後の追跡調査、および卒業後の指導等の取り扱いを行なうことを目的としており、結果的に中卒スネップ状態にある子ども・若者の実態を把握している。

追指導委員会の年間の主な活動内容としては、以下の通りである。

##### ① 全体会議

1. 昨年度の総括と今年度の方針の確認
2. 昨年度の追指導調査結果の報告
3. 追指導訪問

##### ② 夏期休業中に実施する第 1 回

- ③ 追指導調査（高1、高2対象）
- ④ 8月末から9月に実施するB地区進路保障協議会による私学訪問
- ⑤ 9月中旬に実施される「第1回追指導調査」集計報告
- ⑥ 12月下旬に実施される「第1回追指導調査集計結果の報告」および「第2回追指導調査の依頼」
- ⑦ 1月中旬から実施される「第2回追指導調査の用紙回収、集計（高1生対象）」
- ⑧ として3月上旬の「第2回追指導調査集計調査の報告」
- ⑨ 「高校側主催の『中高連絡会』への積極的参加」

更に追指導委員会の今後の活動として、若者の貧困対策支援として「地域若者サポートステーション」との連携も図っていこうとしている。また進路保障委員会においては人権教育と連携した講演会を開催し、生徒への相談窓口の紹介や学習支援の紹介などを行ない、在学中の生徒および、卒業生を包摂する活動も行っている。

### 3.1.2 追指導の基盤となる卒業生との進路先の把握

追指導の基盤となる卒業生徒の進路先に関する情報については、中学3年生3月下旬に全中学校で実施される進路アンケート調査によって把握されている。ここで各中学校における具体的な進路希望者、および就職希望者、専修学校等進学者、ならびに進路未定者（いわゆる中卒スネップの予備群）が、この進路アンケート調査によって実数として把握され、その結果は各校よりA地域進路保障委員会にも報告され、その状況が地域内において共有され、これを元に進路保障委員会による追指導アンケート調査が実施される。

追指導委員会による追指導アンケート調査は高校1年生の9月、高校1年生の2月、ならびに高校2年生の9月の時期の計3回実施され、中学校卒業時に把握していた生徒の進路の先においての現況が確認されている。追指導委員会における追指導調査の実施については、中学校の旧担任もしくは進路担当者が中心となって、卒業後各進路先の生徒に対しアンケート調査用紙を用いて集計し、卒業後2年間にわたる卒業生の現況を確認する方法をとっている。このアンケート調査をもとに進路保障委員会では、アンケート調査の集計結果をまとめられるが、その結果のフィードバックの場が9月中旬に実施される進路保障委員会における「第1回追指導調査」集計報告の会議である。この集計結果には各中学校の進路先における退学者情報が含まれている。これは各中学校の学校名と個人名が把握出来る形となっており、退学者を把握することが出来る資料となっている。これを作成することによって私学ならどの学校、公立ならどの学校に退学者が多いといった状況を把握し、進路指導担当者にその情報を検証してもらい、次年度の進路指導等にフィードバックする体制が構築されている。さらに、退学者に対するアプローチの資料として、その後退学者が引きこもり等にならないよう、生徒とのコミュニケーションを促すようにも用いている。

ここまでみてきたように、進路保障委員会による追指導アンケート調査の実施では、情報が数値、内容報告として具体的にあがってくる。更にこれを第2回の追指導委員会においても同様に全委員に資料として配布し、A地域には具体的にこういう状況があるという情報を踏まえた上で、しっかりと子どもの進路、キャリア教育を見据えた進路指導が出来るようになると話をしているとのことだった。

次に、進路保障委員会による中高連絡会の役割である。追指導委員会とは中高連携の一貫として実施されているもので、地域の全中学校、高校から担当教員が出席し、高校からは進学後の生徒の様子や、出席状況、中退者があった場合はその報告などが行なわれる。中高連絡会では高校側からは校長、入試担当者、学年主任などが出席し、進路保障委員会からは事務局担当者、A 地域の代表担当者、A 地域の教育委員会の担当者が参加する。その後ここで集約された情報は「追指導委員会」を通して共有される。またこれらとともに各中学校進路指導担当教員による「追指導高校訪問」として、進学先の高校への訪問活動も行われている。これらの高校に対する追跡調査の結果報告については特に決まったフォーマットや様式に統一されている訳ではなく、任意の形で調査・集計され、進路保障委員会へ報告されている。

例年、各高校への追指導高校訪問は夏休み明けの 8 月下旬より実施されている。この地域のような進路保障委員会（協議会等、以下「進路保障委員会」に統一する）は C 県内全てに設置されている訳ではなく、D 地域や E 市には設置されているが、F 地域など設置されていない。また進路保障委員会は行政の組織ではなく様々な方々の協力を得ながら自発的に立ち上げた民間の組織である。もちろんその中には公的な立場の人々も参加しており、各学校長、教育委員会の理解と協力があって活動が成り立っている。

### 3.1.3 中学卒業時進路未定者の把握について

中学卒業時の進路未定者に対する追跡調査は、進路保障委員会内の追指導委員会としては行なってはいないが、各中学校には把握してもらっていて、それが進路保障委員会の方に最終的には数値で上がるようになっている<sup>10</sup>。ただし具体的には各中学校が最終的な窓口になっているので、中学校が把握していることが多い。しかし中学校で不登校担当をしていると、中にはどうしても在宅で会えない、身体の一部や声のみでの確認しか出来ない場合もある。しかしその状況を各中学校が知らないということではなくて、不登校担当者と進路担当者が連携しながら安全確認等の把握は必ずすることになっている。さらに卒業後のその生徒の情報は必ず記録として残される。生徒指導委員会等の一部の分掌となると考えられるが、追指導委員会などを通じて話し合い等も行なわれる。

その後の把握についても学校によって方法は異なるが、卒業式の時に切手と用紙を配布し夏に状況を返送してもらう方法をとっている学校もある。そこで返信がなかった場合は電話をしたり携帯に連絡をしたりして、通常は高校 2 年くらいまでは連絡が取れる状態が維持されるようなシステムになっている。進路未定の生徒や不登校の生徒に対する対応は、状況によっては長期に渡るケースも考えられるが、その対応は現場の先生方に委任する形となる。ただし進路保障委員会としては窓口となる先生には組織や機関といった情報を提供したり、ここに繋いでくださいといった連繋を依頼することもある。

中学校の時点における不登校担当は、最低年に一回は教員が安全確認をしなければならないという指導があるので、何とかしようと教員は活動する。それをするために週 1 回とか週 2 回とか家庭や保護者が負担感を持たないように間隔等を開けながら、たまには保護者に学校に来てもらったり、手紙を渡したり、いろいろな手を尽くしながら何とか繋げるように努力をしていく。少なくとも保護者とは常に困っていないか声を掛けたり、進路を心配して

<sup>10</sup> 中学校 3 年生 3 月卒業進路アンケート（部外秘資料）における進路『未定』者

いることを伝えたりする。子どもたち同士なら会えることがあるので、そういった所から課題を抱えている生徒についての話題共有していくこともある。困り感を持っている生徒は生徒同士で繋がっていることが多い。所属しているクラブ活動における仲間同士などで情報交換をしており、そこから情報が入ってくることが多い。そういう情報を教員が聞くことで把握に繋げていく。

### 3.1.4 他職種連携の現状

学校にはスクールソーシャルワーカー、キャリアコンサルタント、一部のNPOサポートに入っている。スクールソーシャルワーカーの場合、月2回勤務であり、どちらかというと教諭の相談に当たるような状態であり、実際にいわゆるソーシャルワークに繋がっているという感じではない。A地域におけるスクールソーシャルワーカーは教育委員会からNPO法人を通じて派遣される形である。したがってそのスクールソーシャルワーカーは、他業との兼業となっており、A地域内の社会資源をあまり知らない場合もあるため、社会資源を共有するためにコミュニティソーシャルワーカーとの連携会議を常に実施している。

### 3.1.5 中高連携の現状

私立高校は進路保障委員会の活動を良く理解しており、活動には出来るだけ協力しようという姿勢はみられる。入試制度も含めて様々なことについて進路保障委員会から意見もいうし、それにもしっかりと耳を傾けている。

一方で公立高校は進路保障委員会（中学校側）の声は聞いてくれるが、「制度はこう決まっている」といった反応も少なくない。そういう時は「それは子どもに合っているのですか」という問い合わせは必ず委員会側からするようになっているが、そういう場合の反応は鈍いこともあるようだ。公立高校の方が、進学した生徒の「しんどくなっている」、「不登校になっている」、「中退した」、あるいは「中退しそう」といった情報がほとんど上がって来ないある公立中学校の関係者の話によると、高校が連携をしてくれていなかつた、高校からの情報発信がなかつたことで、その高校に対する地域からの不信感に繋がってしまった学校もあるという。中学校としては信頼をして生徒を地域の高校に送り、情報を提供、共有していたにも関わらず、高校からは何の連絡もなかつたことで、後から気になっていた生徒が同級生からの情報で中途退学していたことを知ったという例が何回も続いたケースもあった。公立高校は公務員ということで、個人情報の部分を過度にナーバスに捉えすぎて保守的になっている学校も少なくない。

### 3.1.5 その他の取り組み

これ以外にも、進路保障委員会として、これまで4年間民間で居場所づくりをしていた。中退者や未就職のままいる卒業生たちを週2回で地域の隣保館の中で人を置いてサポートする事業である。目的は通信制高校への入学や卒業をサポートする、場合によってはアルバイトへの就労支援をすることで、次のステップを踏めるような取り組みをしようという活動を行っていた。

以前、中学校2校と高校1校を対象に活動を行なっていた。その地域は中退者が3割あるという高リスク地域で、特に多かったのが1年生の時期、秋口に急激に中退者となるケースが多かった。よってその時期に間に開いてしまうと引きこもってしまったりして連絡が取れなくなったりするので、辞めた瞬間に連絡して欲しいと高校側に要請し、月1回のケ

ース会議も含め実施していた。

しかしこのような活動は資金的に非常に難しい現状がある。助成金頼みで落ちると事業中止になってしまう。後こういった活動は信頼性の問題もあった。それが原因で生徒、対象と繋がってこない、なかなか繋がれなかつたという課題が残った。そして繋がってくるのは最終的には医療センターから二次障害を起こして、病院からやケースワーカーから紹介されてくるなど、非常に重度化した状態になって紹介されてくるので、支援が難しい状況になっていた。その経験から何らかの形で早期に関与して、自治体を中心に重度化を防止するベースづくりが必要だと、委員の担当者は感じている。

中学校で既に不登校になっていた学生は、高校に進学してもそのまま 1 年生の時に学校と繋がれずに秋口に大量に中途退学していくリスクが高い。またメンタルヘルスの課題では、ほとんどの場合は医療受診が出来ていないケースも多いので、生徒が引きこもっている場合、本人自身がそれ自体を拒むケースが多く、いわゆる医師が判断すべき内容については状況が把握出来ないことが正直多いようである。親がメンタルヘルスの課題を持っている場合は、学校ではケース会議を開くことになるが、学校だけで解決が難しいとなれば当然行政やいろいろなところにお願いすることになる。中核市以上のところであればメンタルヘルスの問題であれば保健所が動くことが中心になっていくが、メンタルヘルスの問題についての理解は行政も民間も含めて共通理解がまだまだ甘く医療機関依存が強いというのが現状である。

### 3.2 D 地区進路保障協議会の活動内容

地域の中学校全てが参加している D 地区進路保障協議会では、年 8 回進路担当者会議を開催している。ただし D 地区の進路保障協議会としては、中学校卒業者を対象とした追指導に特化した会議は行なわれていない。D 地域の進路保障協議会では、D 地区進路保障委員会担当教員が近隣の私立高校を各教員が分担して訪問し、各高校での進学者における中退生徒、高校側で「気になっている生徒」の情報、現に不登校状態になってしまっている生徒の情報、問題行動を起こしている子の情報の具体的出身中学校、氏名、現在の状況を高校側から確認し、高校訪問によって得られた情報は進路保障協議会の会議に持ち帰られ、そこで共有するとともに各出身中学校の担当教員に伝えられる形となる。

中学校卒業後の追指導の方法としては手紙や電話連絡などが一般的であるが、それ以外にも、情報収集のために進路指導担当者は様々な方法を用いて生徒の進路先における状況の把握を行なっている。例えば進路先（高校等）から担当者が来校した際に情報を確認したり、地元のコミュニティーを活用して、地域で卒業生に出会った時に気になる生徒の情報について尋ねてみたり、教員自らが地域コミュニティーで開催されるイベントや祭りごとに積極的に参加してみたりすることで情報を得ていることが分かった。

また最近では、子どもたち同士の SNS ネットワークが発達しているので、そこで共有されている情報を教員が聞くことによって、その情報を調査報告にあげるケースも増えてきている。更に学校によっては場合によっては卒業生を中学校に招いて「卒業生の話を聞く会」を行うこともある。

またこの D 地区だけでなく、周辺の地域ではこれとは別途独自に「進路希望独自調査」という調査もおこなわれている。地域の全中学からその時点における進路志望調査が進路

保障委員会に集まってきて、それが進路保障委員会において集計される。その集計結果は再度各中学校にフィードバックされ、進路指導等に活かしてもらう。

担当者によれば、進路指導の事務局に入った 17~8 年前から言われていたことが、「一番我々事務局が大事にしなければならない数字は『その他』だ」とのことである<sup>11</sup>。この数字の中に今は家から出られなくて、しばらく家で休んだ後に何らか進路を考えてという人もいるが、この人達や家庭もいざれ「困り感」がいつかでてくると思う。そういう時に元の中学校の担任に相談する。その時に自分たちのような存在を知っていてくれたら、その人がどこに繋いだら良いと尋ねてくれれば、こちらもここに繋いだら良いという紹介、手助けすることが出来るようになるという意味でも、この活動は重要であると担当者は考えている。

### 3.3 大阪府による生徒支援活動

高校進学者に対する調査であるが、生徒の実態を把握するという点では参考になると見えられるため、大阪府での取り組みも紹介しておく。

大阪府では全府立高校進学者に対して、入学時に「高校生活支援カード」を作成している。「高校生活支援カード」とは大阪府独自に「高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障害のある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすること」を目的として 2014 年より全ての府立高校において活用が開始されたものである（図表 II-7）。この支援カード高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のスタートとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をしていく。これらは保護者、本人が記入したものを各学級担任等が管理し、中学校訪問、保護者面談、ケース会議、教育相談、学年会議、学習支援、事象等対応、進路指導（障がい受容等）個別の教育支援計画作成等に利用されている。

このような取り組みは、府立高校進学者のみを対象としたものではあるが、中卒スネップの把握においても参考となる取り組みであると言える。

---

<sup>11</sup> その頃から一度もこのその他が「0」になったことはない。

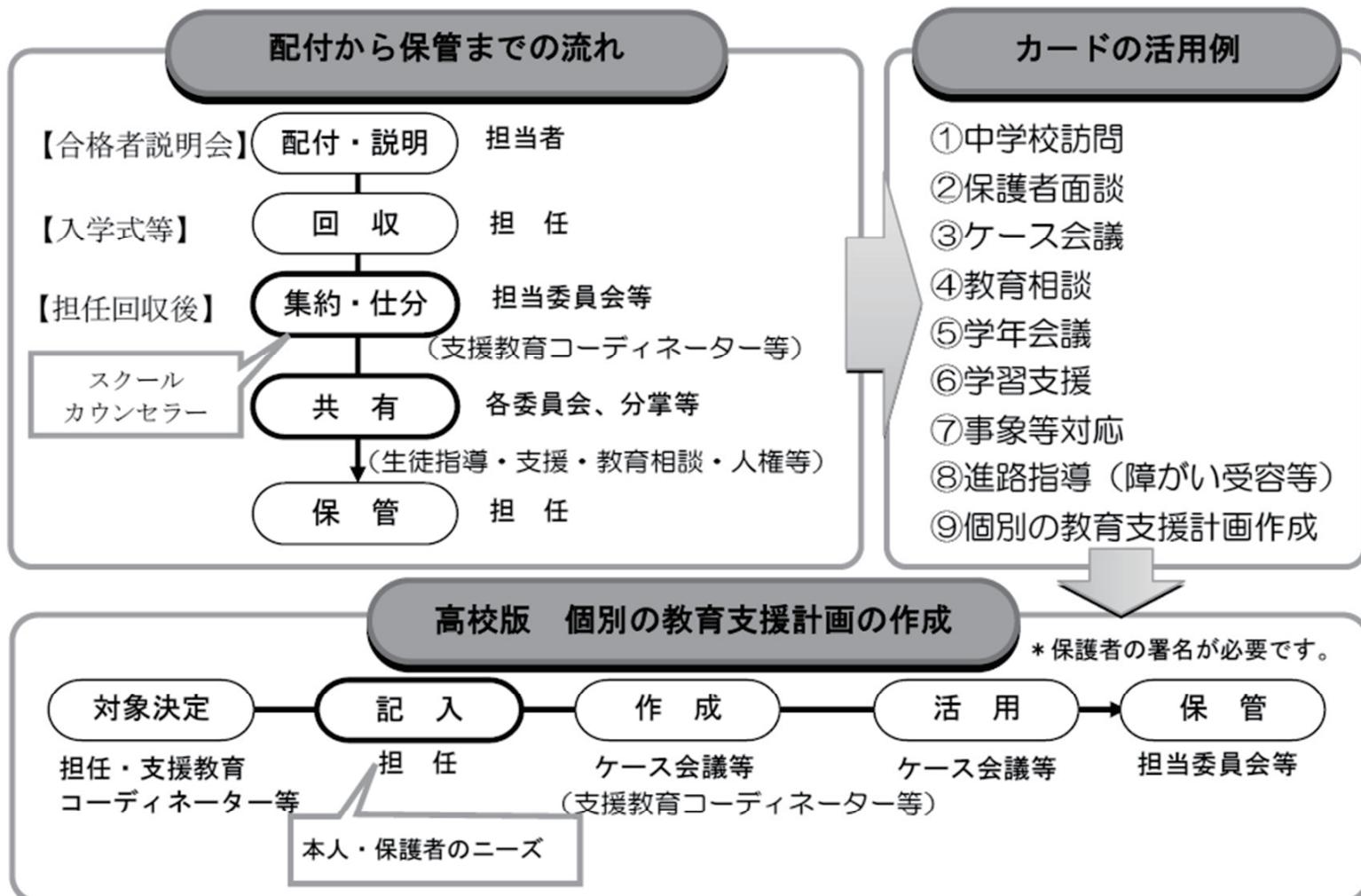
図表Ⅱ－7 高校生活支援カードの紹介



資料：大阪府「高校生活支援カード及び高校版個別の教育支援計画について」より。

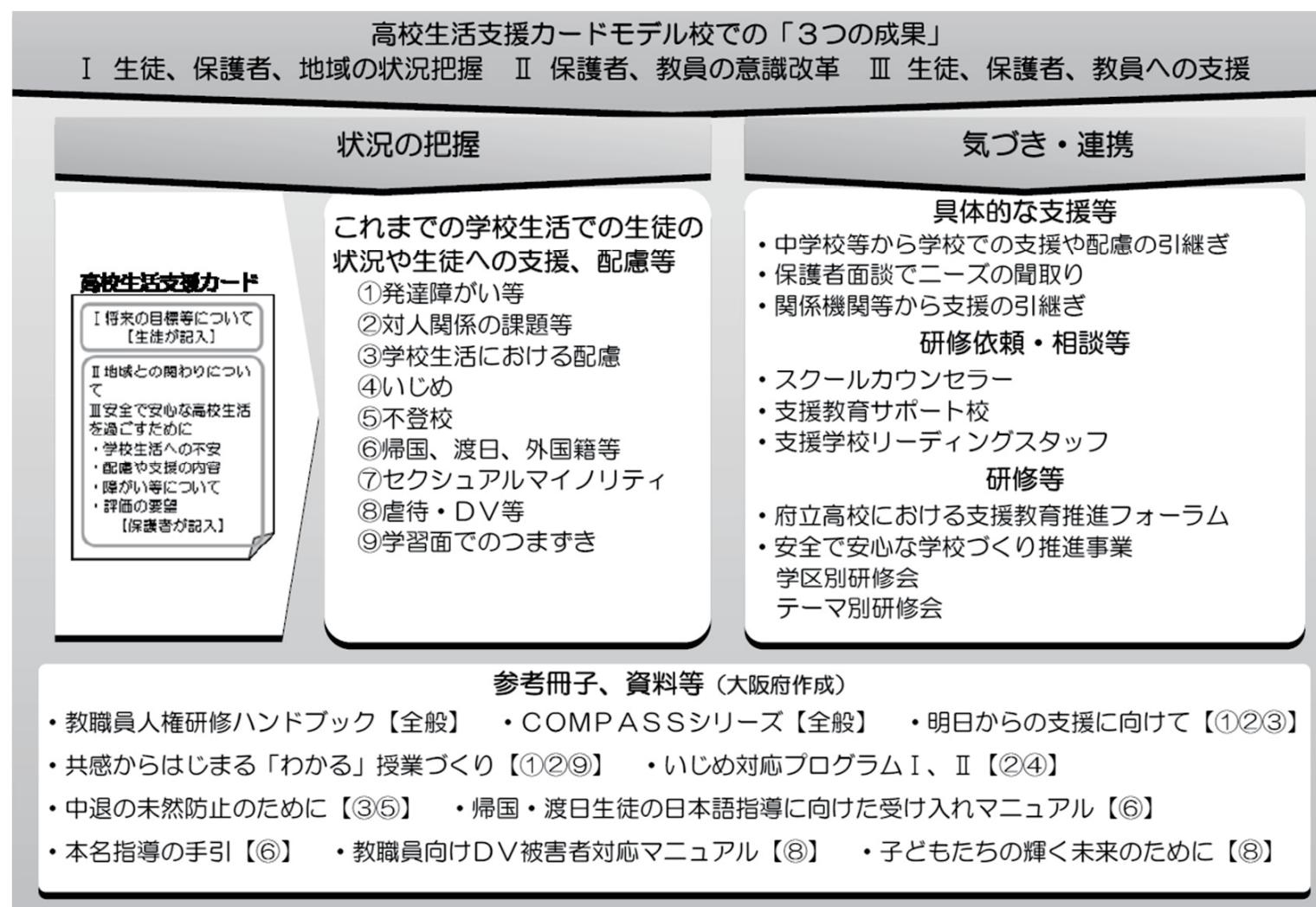
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2364/00139333/0126setume-pdf.pdf>、2019年3月15日時点。

図表Ⅱ－8 高校生活支援カードの活用



資料：大阪府「高校生活支援カードの作成と活用マニュアル」<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2364/00139333/0226manyuaru-pdf.pdf>, 2019年3月15日時点.

図表Ⅱ－9 高校生活支援カードの「3つの成果」



資料：大阪府「高校生活支援カードの作成と活用マニュアル」より転載